

## 談合情報等対応マニュアル

### 1. 目的

このマニュアルは、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務（設計、調査、測量業務）（以下「建設工事等」という。）の入札について、談合等不正行為やその疑いのある情報を入手した場合に、その対応に必要な事項を定め、適正かつ円滑に対応することを目的とする。

### 2. 用語の定義

#### (1) 談合等不正行為

県が発注する建設工事等の入札において、開札前に入札参加者が応札価格等の情報交換を行う等入札に係る公正な競争を阻害する行為をいう。

#### (2) 疑義事実

次の談合等不正行為があると疑うに足りる事実をいう。

①発注機関の内部調査により応札価格等に同一性、規則性及び類似性（以下「同一性等」という。）がある等不自然な入札結果が認められる。

②発注機関の内部調査により明らかに談合等不正行為の疑いがあると判断できる。

#### (3) 談合等不正行為等

談合等不正行為及び疑義事実をいう。

#### (4) 和歌山県公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）

和歌山県が発注する建設工事等の談合等不正行為等の情報に的確に対応する県内部の委員会（事務局：技術調査課）をいう。

#### (5) 入札情報

落札者を含む入札参加者、応札価格、工事費内訳書、技術提案等に係る情報をいう。

### 3. 対応手続

#### (1) 委員会の対応

①事務局は発注機関等から談合等不正行為等の情報を得た場合、委員長に報告し、その対応を協議する。委員長は委員会で取り扱うかどうかを判断する。（運用基準1を参照）

②委員会で取り扱うと判断した場合、事務局は発注機関に連絡し、事情聴取等必要な調査を実施するよう指示する。

③発注機関から調査結果の報告を受け、委員長は委員会を招集し、談合等不正行為等の情報に係る事実の認否を審議する。

④事務局は談合等不正行為等の情報とその対応について、必要がある場合、委員長が和歌山県公共工事入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）の委員の中からあらかじめ指名した外部有識者から意見を聴取する。

⑤事務局は発注機関に委員会の審議結果を通知し、運用基準に定める必要な対応

を指示するとともに、報道機関に資料提供する。

(2) 発注機関の対応（詳細は運用基準2を参照）

- ①談合等不正行為等の情報を入手した場合、速やかに委員会に通報し（別記第1号様式）、その対応を協議する。
- ②委員会から談合等不正行為等の情報として取り扱うとの連絡があった場合、事情聴取等必要な調査を実施し、その調査結果（別記第3号様式等）を委員会に報告する。  
※談合等不正行為等の情報として取り扱わないとの連絡があった場合、入札手続（開札・落札決定）、契約、工事を進める。
- ③談合等不正行為等の情報を公正取引委員会へ通報する。（別記第2号－1様式）
- ④委員会で審議した結果、談合等不正行為の事実を認められる(疑義が払拭されない場合を含む。)と判断された場合、次の対応を行う。
  - Ⓐ公告後から落札決定前までの場合は、入札の取り止め
  - Ⓑ落札決定後から契約締結前までの場合は、落札者と契約しない
  - Ⓒ契約締結後の場合は、契約の解除又は工事の進捗状況を考慮し工事継続
- ⑤審議結果に基づく談合等不正行為等の情報の対応を公正取引委員会に通報する。（別記第2号－2様式）

4. その他

このマニュアルに定めのない事項又はこのマニュアルに定める手続により難しい場合は、委員会において、手続を定め、適宜必要と認められる措置をとることができる。

《運用基準》

1. 委員会で取り扱う判断基準

次のいずれかに該当する場合、委員会で談合等不正行為等の情報として取り扱う。

(1) 【開札前に談合等不正行為等の情報を把握した場合】

- ①談合等不正行為がなされたことを示す具体的物証（例えば録音テープ、談合メモ、談合の現写真等）があるとき。
- ②情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであり、具体的な対象工事名を含む次のいずれかの内容であるとき。
  - Ⓐ 具体的な入札日時、落札予定者及び落札予定価格を含む内容であるとき。
  - Ⓑ 入札参加者が、応札価格等について情報交換を行っているという次のいずれかの事項を含む内容であるとき。
    - ア 応札方法のルール
    - イ その他情報交換に参加した当事者以外に知り得ない事項
- ③情報提供者が匿名の場合にあっては、具体的な対象工事名を含む次のいずれかの内容であるとき。
  - Ⓐ 落札予定者名及び落札予定価格を含み、かつ、次のいずれかの事項を含む内容であるとき。

- ア 談合に関与した具体的な業者名
  - イ 談合が行われた日時及び場所
  - ウ 談合のルールや談合の方法
  - エ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項
- ⑥ 入札参加者が、応札価格等について情報交換を行っているという内容で、情報交換に関与した具体的な業者名を含み、かつ、前述の②⑥に掲げた事項のア又はイを含む内容であるとき。
- ④ 情報提供者が匿名の場合で、具体的な対象工事名、落札予定者名及び落札予定価格を含む内容だけで、前述の③④に掲げた事項のア、イ、ウ、エを含まない情報があった場合には、入札手続を進め開札した上で、情報と入札の結果との比較により、取り扱いを決定する。
- ⑤ 開札前には、入札参加業者名が事前にわからないため、具体的な対象工事名、落札予定者名及びすべての入札参加者名を含む内容の情報があった場合には、入札手続を進め開札した上で、入手した情報と入札の結果との比較により、取り扱いを決定する。 ※2(5)入札情報の対応を参照
- ⑥ 疑義事実を得た場合

(2) 【開札後に談合等不正行為等の情報を把握した場合】

- ① 談合等不正行為がなされたことを示す具体的物証があるとき。
  - ② 疑義事実を得た場合
- ※開札後、特に入札結果の公表後に談合等不正行為等の情報を把握した場合には、落札者及び落札価格は既に閲覧に供されていることから、公表されていない情報等を得た場合に限る。

2. 対応の個別手続

(1) 談合等不正行為等の情報の通報

発注機関の長は、談合等不正行為等の情報を入手した場合、情報内容を次の①又は②の報告書に取りまとめ、速やかに委員会事務局へ提出する。(出先機関の場合は事業主管課を經由)

- ① 談合等不正行為報告書 (別記第1号-1様式)
- ② 疑義事実報告書 (別記第1号-2様式)

なお、報道機関等から情報が寄せられた場合、上記1の内容を確認するとともに、情報内容が不足する場合は協力依頼を行い、今後のために情報が寄せられた場合はできるだけ詳しく確認してもらうよう要請を行う。

(2) 事情聴取等必要な調査

- ① 委員会から談合等不正行為等の情報として取り扱うと連絡があった場合、入札等の手続を保留(開札後は落札決定を保留、契約締結前は契約締結を保留)し、発注機関は、入札参加者から事情聴取等必要な調査を実施する。
- ② 事情聴取は、各発注機関の長が指名した複数の職員により行うものとする。

また、聴取の相手は代表者又は会社の役員等責任ある立場の者から行う必要があるため、事情聴取の日時等連絡の際には、この旨を伝えるものとする。

- ③事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、別記第3号様式の質問項目を参考とした事情聴取項目について、1者ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うものとする。聞き取りは予定していた質問だけではなく、疑問に思うことは、漏らさず聴き取るよう努める。

なお、集合場所には必ず、職員を配置し情報交換を防止する。

- ④開札前の事情聴取は、具体的物証がある場合等、必要最小限で行う。  
⑤聴取結果については、別記第3号様式事情聴取書を作成するものとする。

### (3) 調査結果の報告（提出内容）

各発注機関は、事情聴取を行った場合及び内部調査により応札価格等に同一性等が確認された場合は、委員会（事務局）へ以下のとおり報告するものとする。

- ①談合等不正行為等への対応（経過）  
②談合等不正行為報告書（別記第1号様式）又は疑義事実報告書（別記第1号—2様式）  
③事情聴取書（別記第3号様式）  
④工事費内訳書の写し及び一覧表（別記第4号様式）並びに電子入札でない場合入札書（写し）  
⑤その他必要とする書類（写し）  
※ただし、開札前の場合は、①～③

### (4) 委員会の審議結果に基づく対応

[開札前に談合等不正行為等の情報を把握した場合]

- ①談合の事実が認められる場合※1→入札の取り止め  
②談合の疑義が払拭されない場合→原則、入札の取り止め  
③不正行為が認められる場合→原則、入札の取り止め  
ただし、開札後、不正行為を行った者がごく少数で、その者を失格とし、失格者を除き応札者が2者以上ある場合※2、3→注意喚起を行い、入札手続を続行  
④談合等不正行為の事実が認められない場合※2、3→注意喚起を行い、入札手続を続行

[開札後で落札決定前に談合等不正行為等の情報を把握した場合]

- ①談合の事実が認められる場合※1→入札の取り止め  
②談合の疑義が払拭されない場合→原則、入札の取り止め  
③不正行為が認められる場合→原則、入札の取り止め  
ただし、不正行為を行った者がごく少数で、その者を失格としても、失格者を除く応札者が2者以上ある場合※2、3→落札決定  
④談合等不正行為の事実が認められない場合※2、3→落札決定

[落札決定後で契約締結前に談合等不正行為等の情報を把握した場合]

- ①談合の事実が認められる場合※1→落札者と契約しない
- ②談合の疑義が払拭されない場合→原則、落札者と契約しない
- ③不正行為が認められる場合→原則、落札者と契約しない  
ただし、不正行為をした者が、ごく少数で落札者でなく、その者を失格としても、失格者を除く応札者が2者以上ある場合※2、3→契約締結
- ④談合等不正行為の事実が認められない場合※2、3→契約締結

[契約締結後に談合等不正行為等の情報を把握した場合] ※4

- ①談合の事実が認められる場合※1→契約解除又は工事継続
- ②談合の疑義が払拭されない場合→契約解除又は工事継続
- ③不正行為が認められる場合→契約解除又は工事継続
- ④談合等不正行為の事実が認められない場合※2、3→工事継続

※1 談合の事実が認められる場合とは、物証や事情聴取等により、明らかに談合の事実が認められる場合である。

※2 委員会は、開札、落札決定、落札者と契約の締結及び契約を解除しない旨の結論を得ようとするときは、外部有識者から意見聴取し、委員会は当該意見聴取の結果を踏まえ、結論を得るものとする。

※3 発注機関は、開札後、談合の事実が認められない場合、失格者を含む入札参加者全員から別記第5号様式による誓約書を提出させた後、落札決定、契約締結、工事継続の процедуруを行うものとする。また、誓約書の提出時に入札参加者に対して、次のとおり注意喚起を行う。

談合等不正行為の通報等があった本件入札について、入札条件、関係法令等を遵守し、厳正に行うこと。

※4 契約を解除するか工事を続行するかは、着工工事の進捗状況等を考慮して判断する。

#### (5) 入札情報の対応

##### ①情報内容が全て一致する場合

落札予定者が一致し、入手した価格と落札価格が一致（その価格の差が予定価格の±0.5%以内の場合を含む。）

→入札の取り止め

##### ②情報内容が一部一致する場合

落札予定者が一致し、入手した価格と落札価格の差が予定価格の±2%以内で落札率が90%以上の場合

又は、入札参加業者名が事前にわからない場合は落札予定者とすべての入札参加者が一致の場合

→落札決定の保留→事情聴取等必要な調査→公正入札調査委員会での審議

→審議の結果→落札決定か入札の取り止め

③情報内容が不一致の場合→落札決定

④運用基準の1.(1)【開札前に談合等不正行為等の情報を把握した場合】の④については、異なる複数の情報がある場合又は価格幅が大きい場合（予定価格の2%を超える場合）は談合情報として取り扱わない。

⑤運用基準の1.(1)【開札前に談合等不正行為等の情報を把握した場合】、(2)【開札後に談合等不正行為等の情報を把握した場合】の応札価格、工事費内訳書、技術提案等について情報交換を行った場合及び同一性が認められ極めて疑わしい場合→入札の取り止め

#### (6) 公正取引委員会への通報

・発注機関の長は、次の①、②の場合、公正取引委員会へ通報するとともに、その写しを委員会に報告するものとする。

①委員会が談合等不正行為等の情報として取り扱うと判断した場合（別記第2号-1様式）

②委員会が審議結果を出した場合（別記第2号-2様式）

寄せられた談合等不正行為等の内容が刑法第96条の3第2項のいわゆる刑法上の談合罪にあたる疑いがあると思われるときは、警察当局にも通報（別記第2号様式）するものとする。ただし、委員会が必要と認めた場合、情報提供するものとする。

・談合等不正行為等の情報として取り扱った案件だけでなく、入札時における入札参加者の行動から、発注機関の経験や寄せられている情報等を踏まえ、入札談合があると推測できる場合についても、別記第2号様式により通報するものとする。

・公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第一審査課（大阪市中央区大手前四丁目1-76大阪合同庁舎第4号館10階 電話06-6941-2193）である。

#### (7) 報道機関への資料提供に伴う対応

・委員会で審議後、報道機関へ資料提供を行う。

・委員会が審議結果を報道機関へ資料提供した場合、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められることがあるため、その場合、発注機関の長又は発注機関の長が広報担当として指名した職員が対応するものとする。

#### 附 則

このマニュアルは、平成17年6月24日から施行する。

このマニュアルは、平成21年11月27日から施行する。

このマニュアルは、平成26年5月30日から施行する。

このマニュアルは、平成28年6月7日から施行する。